下に、両国間の相互理解を促進するため、スロバキア共和国民、特にスロバキア共和国の青少年に対し日本国の文化及び一般的な生活様式を経験するための一層広範な機会を提供することを希望し、また、スロバキア共和国民が長期にわたり主として休暇を過ごすために日本国に入国し、かつ、旅行資金を補うために休暇の付随的側面として仕事に従事することを可能にする目的を有するワーキング・ホリデーのための制度を設けることを希望して、スロバキア共和国民の日本国への入国に関し、二千十六年六月一日から日本国の関係法令の範囲内で相互主義に基づき次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　日本国政府は、次の要件の全てを満たすスロバキア共和国民からの申請に対し、発給日から三箇月間有効なワーキング・ホリデー査証を発給する。

(i)　前記の査証の申請時にスロバキア共和国に居住するスロバキア共和国民であること。

(ii)　入国の日から一年を超えない期間日本国において主として休暇を過ごす意図を有すること。

(iii)　前記の査証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(iv)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が前記又はその他の査証を有する場合を除く。）。

(v)　有効なスロバキア共和国旅券を所持し、かつ、帰国のための旅行切符又はそのような切符を購入するための十分な資金のいずれかを所持すること。

(vi)　日本国における滞在の当初の期間に生計を維持するための十分な資金を所持すること。

(vii)　滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。

(viii)　以前に前記の査証の発給を受けていないこと。

(ix)　健康であり、健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。

(x)　日本国に滞在する間に、日本国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

2　1にいう査証の申請は、この制度に特有の手続に従い、在スロバキア共和国日本国大使館に対して提出されることが必要とされる。申請者は、必要なときは、資格決定のため、同大使館の代表者による面接を受ける。

3　日本国政府は、1にいう査証の数を毎年決定し、その数を変更することを決定した場合には、スロバキア共和国政府に対し外交上の経路を通じて通報する。

4　申請者は、日本語の知識の欠如のみを理由として1にいう査証の発給を拒否されない。

5　日本国政府は、1にいう査証を有するスロバキア共和国民に対し、入国の日から最長一年の期間日本国に滞在する許可を与える。スロバキア共和国民は、この制度により許可された期間を超えて滞在を延長すること及び日本国における滞在期間中に滞在資格を変更することは認められない。

6　この制度に参加するスロバキア共和国民は、日本国における滞在期間中に、旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができる。

7　日本国政府は、この制度により日本国に入国したスロバキア共和国民が日本国の法令を遵守し、かつ、この制度の目的に反する仕事に従事しないことを要請する。

8　この制度に参加するスロバキア共和国民は、日本国の関係法令の範囲内で、日本国の文化及び一般的な生活様式を学ぶ目的のため、短期間の語学講座又は類似の講座に参加することができる。

9　日本国政府は、公安、公の秩序、公衆衛生又は出入国管理上の危険性を理由として前記の諸措置の全部又は一部を一時的に停止することができる。このような停止は、スロバキア共和国政府に対し、外交上の経路を通じて直ちに通告される。

10　日本国政府は、スロバキア共和国政府に対し、書面による三箇月の予告をもって前記の諸措置を終了させることができる。

在スロバキア共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてスロバキア共和国外務・欧州問題省に向かって敬意を表する。

二千十六年二月二十四日にブラチスラバで

（スロバキア共和国外務・欧州問題省から在スロバキア共和国日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.43／2016－ＭＥＰＯ

口上書

スロバキア共和国外務・欧州問題省は、在スロバキア共和国日本国大使館に敬意を表するとともに、スロバキア共和国政府が、スロバキア共和国と日本国との間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、両国間の相互理解を促進するため、日本国民、特に日本国の青少年に対しスロバキア共和国の文化及び一般的な生活様式を経験するための一層広範な機会を提供することを希望し、また、日本国民が長期にわたり主として休暇を過ごすためにスロバキア共和国に入国し、かつ、旅行資金を補うために休暇の付随的側面として仕事に従事することを可能にする目的を有するワーキング・ホリデーのための制度を設けることを希望して、日本国民のスロバキア共和国への入国に関し、二千十六年六月一日からスロバキア共和国の関係法令の範囲内で相互主義に基づき次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　スロバキア共和国政府は、次の要件の全てを満たす日本国民からの申請に対し、発給日から十二箇月間有効なワーキング・ホリデー査証を発給する。

(i)　前記の査証の申請時に日本国に居住する日本国民であること。

(ii)　入国の日から一年を超えない期間スロバキア共和国において主として休暇を過ごす意図を有すること。

(iii)　前記の査証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(iv)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が前記又はその他の査証を有する場合を除く。）。

(v)　有効な日本国旅券を所持し、かつ、帰国のための旅行切符又はそのような切符を購入するための十分な資金のいずれかを所持すること。

(vi)　スロバキア共和国における滞在の当初の期間に生計を維持するための十分な資金を所持すること。

(vii)　滞在終了時にスロバキア共和国を出国する意図を有すること。

(viii)　以前に前記の査証の発給を受けていないこと。

(ix)　健康であり、健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。

(x)　スロバキア共和国に滞在する間に、スロバキア共和国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

2　1にいう査証の申請は、この制度に特有の手続に従い、在日本国スロバキア共和国大使館に対して提出されることが必要とされる。申請者は、必要なときは、資格決定のため、同大使館の代表者による面接を受ける。

3　スロバキア共和国政府は、1にいう査証の数を毎年決定し、その数を変更することを決定した場合には、日本国政府に対し、外交上の経路を通じて通報する。

4　申請者は、スロバキア語の知識の欠如のみを理由として1にいう査証の発給を拒否されない。

5　スロバキア共和国政府は、1にいう査証を有する日本国民に対し、入国の日から最長一年の期間スロバキア共和国に滞在する許可を与える。日本国民は、この制度により許可された期間を超えて滞在を延長すること及びスロバキア共和国における滞在期間中に滞在資格を変更することは認められない。

6　この制度に参加する日本国民は、スロバキア共和国における滞在期間中に、旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができる。

7　スロバキア共和国政府は、この制度により日本国に入国した日本国民がスロバキア共和国の法令を遵守し、かつ、この制度の目的に反する仕事に従事しないことを要請する。

8　この制度に参加する日本国民は、スロバキア共和国の関係法令の範囲内で、スロバキア共和国の文化及び一般的な生活様式を学ぶ目的のため、短期間の語学講座又は類似の講座に参加することができる。

9　スロバキア共和国政府は、公安、公の秩序、公衆衛生又は出入国管理上の危険性を理由として前記の諸措置の全部又は一部を一時的に停止することができる。このような停止は、日本国政府に対し、外交上の経路を通じて直ちに通告される。

10　スロバキア共和国政府は、日本国政府に対し、書面による三箇月の予告をもって前記の諸措置を終了させることができる。

スロバキア共和国外務・欧州問題省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在スロバキア共和国日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十六年二月二十四日にブラチスラバで